

令和 8 年度金沢市議会 6 月定例月議会

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

目 次

1	新たに受理した請願（2 件）・陳情（4 件）……………	1
---	-----------------------------	---

1 新たに受理した請願（2件）・陳情（4件）

番号	請 願 件 名	請 願 人	紹介議員	受 理 年 月 日
	請 願 要 旨			付 託 委 員 会
	『防衛装備移転三原則』及びその運用指針を改定する閣議決定の撤回を求める」意見書の採択を求める請願	石川県平和委員会 事務局長 XXXXXXXXXX	山下 明希 広田 美代 森尾 嘉昭	8. 6. 4
				総 務
第 8 号	請願趣旨			
	4月21日、政府は、武器輸出のルールを定めた「防衛装備移転三原則」と、その運用指針を改定する閣議決定を行い、国産武器の輸出対象を制限する「5類型」の制約を撤廃した。これにより、戦闘機や潜水艦など殺傷能力のある全ての武器に加え、他国と共同開発・生産する武器の第三国への輸出が可能となり、全面的な武器輸出に道を開いた。 これは、「平和国家」の理念に基づいて定めていた武器輸出禁止の原則を跡形もなく消し去り、平和国家としての国際的信頼を投げ捨てるものである。 政府は、日本国憲法の平和の理念を遵守し、殺傷能力を有する武器輸出の拡大につながる「防衛装備移転三原則」及びその運用指針を改定する閣議決定を撤回すべきである。			
	請願事項			
	「防衛装備移転三原則」及びその運用指針を改定する閣議決定の撤回を求める意見書の採択を求めます。			

番号	請 願 件 名	請 願 人	紹介議員	受 理 年 月 日
	請 願 要 旨			付 託 委 員 会
第 9 号	デジタル社会における「創造力」を育む教育体制整備に関する請願		小間井大祐 高 誠	8. 6. 5
				文教消防
請願趣旨 生成A Iをはじめとするデジタル技術の急速な普及は、もはや避けることのできない社会の現実である。こうした時代の変化は、子どもたちの学び方や、将来求められる力の在り方にも大きな影響を与えている。 しかしながら、生成A Iを含むデジタルツールは、子どもたちが「自ら問いを立てる力」や「主体的に考え判断する力」を育む過程を代替するものではない。むしろ、生成A Iが瞬時に答えを示せる時代だからこそ、子どもたちが自分の頭で考え、仮説を立て、試行錯誤しながら答えを導き出す経験を積むことの価値は、これまで以上に高まっている。本来の学びとは、問い、考え、表現し、他者と対話しながら新たな価値を創り出す力を育てる過程である。 一方で、教育現場の実情を見ると、生成A Iをはじめとするデジタル技術の急速な変化に対し、学校現場が十分な知識・指導力を身につけるための機会や、安全・安心にデジタルツールを活用できる環境の整備は、ますます重要となる。「デジタルを活用しながら自ら深く考える力を育てる」という視点に立った授業の在り方や、探究的な学びとの組合せについて、教育委員会・学校・家庭が一体となって取り組む体制の構築が急務である。 子どもたちがデジタル社会を主体的に生き抜くために必要なのは、生成A Iを含むデジタル技術を使いこなしながら、自ら考え創造できる力である。金沢の教育がその力を確かに育てるものとなるよう、以下の事項の実現を請願する。 請願事項 1. 教員研修体制の強化 デジタル社会に対応した授業設計力や指導力を高めるため、教員向けの継続的な研修体制を整備すること。特に、 ・生成A Iからの出力を鵜呑みにせず精査する視点 ・子どもの思考を引き出す問いかけ手法 等について、大学・専門機関等とも連携を検討しながら研修を推進すること。 2. 思考プロセスを重視した学習・評価の推進 知識習得のみを重視するのではなく、 ・問いを立てる力 ・仮説を構築する力 ・検証し振り返る力 など、思考の過程を重視した学習・評価の充実を図ること。 また、例えば学習ポートフォリオの活用など、児童生徒の主体的な学びを可視化する取り組				

みを推進すること。

3. 実体験とデジタルツールの活用を組み合わせた探究型学習の推進

生成A Iを含むデジタルツールによる情報収集や仮説生成だけでなく、

- ・ 実験
- ・ 観察
- ・ 地域・社会との関わり
- ・ 対話

などの実体験を重視し、デジタルと現実社会を往復しながら学ぶ探究型学習を推進すること。

4. 安全かつ適切な活用環境の整備

生成A Iを含むデジタルツールの教育利用にあたり、

- ・ 個人情報保護
- ・ 誤情報への対応
- ・ 過度な依存の防止
- ・ 学習機会格差への配慮

など、安全かつ適切な利用に関するガイドラインの遵守と継続的な検証の仕組みを設けること。

番 号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	学校教育の中立性と透明性を 守る石川県民の会 提出者代表 XXXXXXXXXX ほか10名	8.5.22
			文教消防
第 33 号	陳情理由 中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められる。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしている。 平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがある。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要である。 教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じている。 本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故がある。 亡くなった武石知華さんの遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表している。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子どもを預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められる。 さらに遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とは言えない趣旨の思いもつづっている。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきである。 文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童・生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めている。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施した。 なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、日本教職員組合をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県合わせて300団体以上確認できる。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄附」を呼びかけている実態はないのだろうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのだろうか。 教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものである。 以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情する。 陳情項目 ① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。		

教育基本法第 14 条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去 3 年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

番号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
	『金沢市法定外公共物管理条例』の改訂を求める陳情書		8. 5. 29
			建設企業
第 34 号	陳情理由 法定外公共物の不法占用の解消を求め、金沢市に対応を求めているが、多くの間違っただ見解が示された上、「金沢市は法定外公共物の不法占用に一切対応しません」と言われ、話が打ち切られている。条例が全く機能していない。条例の条文からどのように解釈したら、このような見解が示されるか理解できない。このような間違っただ解釈を生まないように金沢市法定外公共物管理条例（以下条例）の改定を要望する。 法定外公共物は、地方分権で国から市町村に所有管理が移ったものである。住民により近いところで管理することで、適正な利用を図ることを目的にしている。このことは条例の第1条にも書かれている。不法占有者を擁護し、不法占有に対応しないとする施策は、条例違反である。また、不法占有への対応として、条例の第17条等で市長が認めるときに測量等を行い法定外公共物の境界を確定する協議ができることになっているが、行われていない。 金沢市が法定外公共物の不法占有に一切対応しない理由は、説明を拒否されているので分からないが、説明できる理由などではなく「面倒なことはやらない方針」と解釈している。会話の中で「条例に何も書かれていないので何もできない」「金沢市に1万キロメートルを超える法定外公共物があるので全ての不法占有に対応できない」と言っていた。条例に何も書かれていないので適切な管理ができないならば、適切な管理ができるように条文を追加する必要があるのではないかと。全ての不法占有に対応できないということは、植木鉢が置かれているような不法占有と悪質な不法占有を同等に扱っている。「犯罪行為が伴う悪質なもの」「周辺地域に大きな影響を及ぼすもの」「市街地形成に影響があるもの」など解消の必要性・重要度が異なる。優先順位をつけて対応していくべきと以前から指摘している。 国から市に法定外公共物の管理が移ったことの利点は、まちづくり・市街地形成を行う責任者と法定外公共物を管理する責任者が同じ市長ということである。法定外公共物を市街地形成に利用することができる。市街地形成の支障にならないように法定外公共物を管理することもできる。住民全体の利益のための施策を行うことができるはずである。 「市街地の機能維持に支障がある法定外公共物の不法占有は解消されなければならない」「災害用避難通路とされる法定外公共物の不法占有は解消されなければならない」「建築基準法第42条第1項第5号位置指定道路の接続する公道が、法定外公共物である場合、その不法占有は解消されなければならない」「法定外公共物の不法占有により低未利用地が発生している場合、不法占有は解消されなければならない」など指摘している。金沢市は、「全体を把握し、判断して答えることができる職員がいない」と言っている。どうするのか判断できる職員がおらず、組織としても対応できないならば、詳細を条文に示し、職員や組織が判断しなくても事務処理ができるようにすることを求める。適切な管理が停滞し、住民が不利益を受けている現状の解消を求めている。 市議会には金沢市の間違っただ施策をチェックし、修正する機能があるはずである。金沢市の「金沢市は法定外公共物の不法占有に一切対応しません」は施策として現在も継続している。間違っただ施策を止め、住民の不利益を止めるにはどうしたらよいか。金沢市には、間違っただ施策を修正する機能・システムがない。 陳情事項 1. 法定外公共物が適切に管理され、悪質な不法占有が解消されるように、『金沢市法定外公共物管理条例』の条文の追加・改定を要望します。		

番 号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
	金沢市の子ども医療費助成制度において通院についても18歳まで完全無料とするよう求める陳情書	新日本婦人の会 金沢支部 支部長 XXXXXXXXXX	8. 6. 4
			市民福祉
第 35 号	陳情趣旨 金沢市の子ども医療費助成制度が、通院についても来年 1 月から18歳まで対象が拡大されるとの補正予算が提案された。 しかしながら、1 日500円、1 月上限1, 000円の窓口負担は残されたままである。 石川県内では、金沢市以外の全ての市町は18歳まで完全無料となっている。 誰もが経済的理由によって受診をためらうことがないように、18歳までの完全無料へと踏み切ってもらおうよう、以下、陳情する。 陳情項目 1、金沢市の子ども医療費助成制度において、通院についても18歳まで完全無料にしてください。		

番 号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
	市役所駐車場利用料金の減免を求める陳情書	生活者目線で金沢方式を考える会 代表 XXXXXXXXXX	8. 6. 5
			総 務
第 36 号	陳情理由		
	本市が公共交通の利用促進を進めていること、また市議会がインターネットによるライブ配信環境を整え、情報公開に努めている点については深く敬意を表する。 しかし、「公共交通の利用を促すこと」や「配信があること」を理由に、直接議場に足を運ぶ車利用の市民に高額な駐車料金の負担を課し続けることは、以下の観点から見直してもらいたい。 ① 「ライブ配信」と「現地傍聴」の本質的な違い インターネット配信は利便性が高い反面、カメラが捉える一部の映像しか認識できず、議場全体の緊張感や、議員・施政者の真摯な姿勢までは十分に伝わらない。市民が直接議場に身を置き、自らの五感で市政を的確に認知し得る「議場での傍聴」は配信で代替できるものではなく、市民の議会への参画という意味において、地方自治の根幹として最も尊重してほしい行為と考える。 ② デジタルデバイド（情報格差）と移動弱者への配慮 全ての市民がインターネットを自在に使いこなし、スムーズに動画を視聴できる環境にあるわけではない。特にネット環境のない人々や不案内な人々、公共交通機関の路線・本数が限られた地域に住み移動を車に頼らざるを得ない住民にとって、「配信の視聴」も「バスの利用」も困難な場合が多々ある。 現行の駐車場利用料金の負担は、こうした市政に関心を持つ市民を議会から遠ざけるいわば障壁となっている。 ③ 目的の特殊性（一般来庁者との区別） 議会の傍聴は、市民の権利である「市政の監視と参画」を目的とした社会的行為である。したがって個人的な用務での来庁や、周辺の商業施設・観光地への利用とは本質的に性質が異なる。 市の環境・交通施策と調和を図りつつも、市民の「生の議会へのアクセス権」を保障するため、傍聴者に限定した特例的な配慮が認められてもよいと考える。 【全国の中核市における実施動向】 現在、全国に62ある中核市のうち、実に対象の8割を超える52市において、議会傍聴者に対する駐車料金の無料化が既に実施されている（駐車場が無料である9市を含む）。 これは52の中核市では「公共交通の維持発展」や「デジタル化（ネット配信）の促進」といった課題への対応を進めつつも、それとは別次元の優先事項として「主権者たる市民の議会アクセス権」を保障している証左となる。また本市の「一律で減免なし」という現行の運用が、全国標準から大きく立ち遅れていることを示している。 ついては、全国多数の中核市での成功事例に倣い、直接議場へ足を運ぶ市民の熱意と権利を応援し、「市民に開かれた議会」、「リアルで身近な議会」を促進・具現化するため、駐車場料金の適切な減免措置（無料化、または一律の上限割引など）を講じてもらうよう陳情する。 陳情趣旨 金沢市議会の本会議および委員会を市民が議場で傍聴する際、金沢市役所・美術館駐車場および第二本庁舎地下駐車場の利用料金について、公共交通利用促進施策との整合性やインターネット配信の存在を考慮しつつも、生の議会参画の重要性と移動弱者への配慮の観点から、適切な減免（無料化または割引）措置を講じることを求めます。		